

「北海道森林づくり条例」の改正について(概要)

本道の森林づくりを適切に進めるため、条例施行後の情勢の変化を踏まえ、森林資源の循環利用の推進や木育の推進に関する施策の充実・強化を図るための所要の改正を行う

林業・木材産業をめぐる諸課題

- カラマツなどの人工林が利用期を迎える中、林業・木材産業の健全な発展を通じて、適切な森林づくりと、森林づくりに伴い産出される木材利用を促進する施策を一体的かつ継続的に進めることが必要
- 身近な木材の利用や森林との触れ合いを通じ、森林づくりに対する道民理解の醸成などを図る「木育」の取組は、認知度が27% (H24)に止まっている状況

対応策【改正の概要】

森林資源の循環利用の推進

伐採された木材を有効に活用するとともに、伐採された森林に植林や手入れを行い、次のサイクルにつなげる取組を定着させるため、森林資源の循環利用の推進について規定する

林業事業体の育成

伐採や植林などの作業を計画的かつ効率的に進めていくため、労働安全衛生の確保に努めながら森林の施業を適切に実施することができる林業事業体の育成について規定する

地域材の利用の促進

森林資源の循環利用を推進するため、地域材(道内の森林において産出された木材であって、道内で加工されたもの)の利用の促進について規定する

木育の推進

森林づくりに関する道民理解の促進や青少年の学習の機会の確保、道民等の自発的な活動の促進を図るため、木育の推進について規定する

期待される効果

- 森林資源の循環利用により林業・木材産業の成長産業化の推進、地域経済の活性化・雇用が確保される
- 木育を通じて道民の森林づくり活動への積極的な参加、青少年等の学習の機会の拡大が図られる

活力ある地域づくりに貢献するとともに、北海道らしい豊かな森林を次の世代へ引き継ぐ